平成２１年（フ）第６３７号
和歌山市松江北４丁目６番35号
債務者　志賀佳代子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６７１号
大分県別府市石垣東４丁目４番22号
債務者　井上　博美（旧姓椎葉・中村）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２１５号
北海道小樽市勝納町15番115号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目19番115号　バローレ松ヶ枝203
債務者　佐々木あけみ
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２２１号
北海道小樽市勝納町７番24号
債務者　日和志保子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２２９号
北海道小樽市花園１丁目４番19号　パークマンション305号室、前住所北海道小樽市花園３丁目18番２号　ソニア花園Ｉ106号室
債務者　八島　　武
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１３１号
秋田県北秋田市住吉町７番12号、借入時の住所秋田県北秋田市綴子字田町22番地２
債務者　藤島　宗弘
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第８５号
岐阜県羽島郡岐南町平島７丁目54番地の１
債務者　小野木敏彦
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４１４号
岐阜県郡上市白鳥町長滝62番地１
債務者　内ヶ島良映
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５４８号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内１丁目６番地　リンピアＨＡＮＡＭＵＲＡ102号室
債務者　荒木美記男
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５４９号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内１丁目６番地　リンピアＨＡＮＡＭＵＲＡ102号室
債務者　荒木千代子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５３６号
長崎県長崎市小江原４丁目33番17号
債務者　内間　晴子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６３号
大分県日田市吹上町10番９号
債務者　松尾　慶久
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第３６１号
沖縄県那覇市三原２丁目20番35号　諸見里方
債務者　具志堅　晃
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３６２号
沖縄県那覇市三原２丁目20番35号　諸見里方
債務者　具志堅道枝
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１６５号
岩手県一関市花泉町花泉字伊勢沢33番地１、前住所広島県広島市安芸区瀬野西５丁目16番５号
債務者　岡田たまも
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１７４号
岩手県大船渡市赤崎町字生形10番地11
債務者　飯島　修一
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１７６号
岩手県奥州市水沢区中田町３丁目27番地　旭荘６号室、申立時の住所岩手県一関市滝沢字苫木42番地15
債務者　佐々木　馨
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部